

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間

北海道白老町に2020 OPEN!



令和2年2月4日

豊平川の水辺にあらたな賑わいが生まれます

～豊平川ウォーターガーデン地区を「都市・地域再生等利用区域」に指定しました～

北海道開発局では、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりを支援するため、豊平川ウォーターガーデン地区を、営業活動を行う民間事業者等の利用も可能となる「都市・地域再生等利用区域」に指定しました。

「都市・地域再生等利用区域」とは、河川空間のオープン化を図り都市および地域の再生等に資するため平成23年3月8日に河川敷地占用許可準則が一部改正されたことから、営業活動を行う事業者等による河川占用が可能となる都市・地域再生等利用区域を河川管理者が指定するものです。（河川敷地占用許可準則 第二十二 参照）

この取組を「かわたびほっかいどう」の取組の一環として、ホームページによる情報発信などを行います。

記

1 都市・地域再生等利用区域

一級河川石狩川水系豊平川の河川区域内で「別紙」に示す区域

2 都市・地域再生等占用方針

（1）占用の許可を受けられる施設

広場、イベント施設、遊歩道その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（公園緑地）、これらと一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・照明音響施設・日よけ等とする。

（2）許可方針

占用許可を受けられる施設は、豊平川ウォーターガーデンを中心とした河川空間の利用促進及び地域活性化を目的として整備される施設とする。

3 都市・地域再生等占用主体

札幌市長

4 都市・地域再生等利用区域の指定書 伝達式

（1）日 時：令和2年2月6日（木）10時00分から

（2）場 所：札幌市建設局みどりの推進部 大会議室

（3）出席者：札幌市建設局みどりの推進部 みどりの管理担当部長、

札幌開発建設部 札幌河川事務所長 ほか

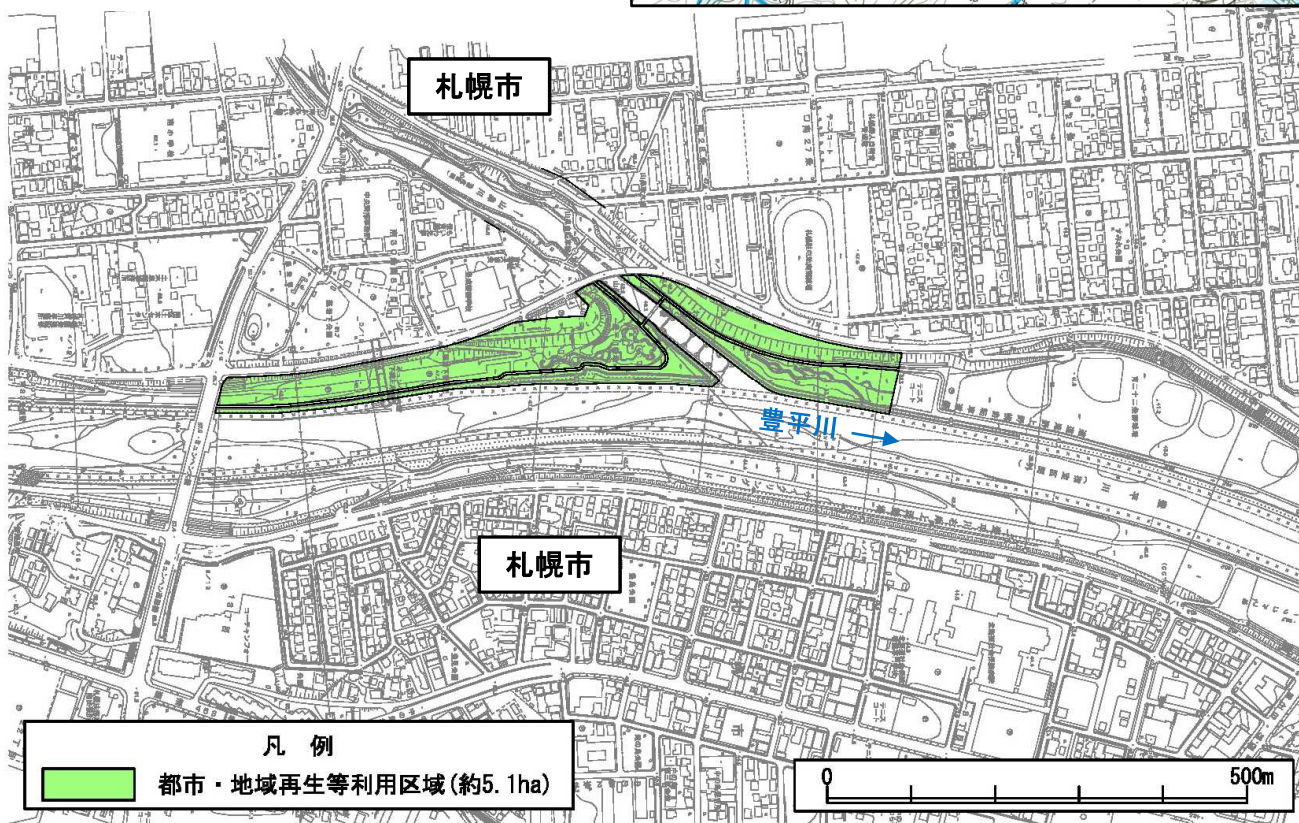
【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部

河川計画課 課長 松原 寛 （電話番号 011-611-0329 ダイヤルイン）

公物管理企画課 課長 谷坂 昭彦 （電話番号 011-611-0328 ダイヤルイン）

札幌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/>





※ 自転車専用道路は都市・地域再生等利用区域に含まない

参考

地域の水辺を活かした賑わいのあるまちづくり

占用主体の札幌市が予定している利用（写真はイメージ）

- ・ イベント開催（環境教育イベント等）
- ・ 飲食物等の販売（オープンカフェ等）
- ・ 利便施設の充実（ウォーターガーデン利用者・サイクリスト等の利便性向上）



豊平川のウォーターガーデン地区は、積極的な公園緑地としての利用が進められている豊平川の河川空間において、遊水路と遊具を設置した特徴的な施設が整備されており、豊平川の中でも特に来訪者が多く、拠点としての役割を持っています。

また、札幌市では、第3次みどりの基本計画において、豊平川を軸とする「豊平川コリドー」では、生物の生息・移動空間、都市環境、防災面などを考慮しながら、みどりの保全・創出・活用を進め、札幌のみどりの骨格をつくり、うるおいのある都市環境づくりに取り組んでいます。

今回、札幌市から「都市・地域再生等利用区域」の指定に関する要望書が提出され、河川敷地占用許可準則に定める要件に該当すると認められるため、令和2年1月27日に北海道開発局長が「都市・地域再生等利用区域」として指定したものです。

河川敷地占用許可準則に基づく
都市・地域再生等利用区域の指定



連携と多様な参画による利活用の充実化
市街地の機能強化と豊平川の魅力向上

豊平川コリドー（札幌市）

水を中心としたネットワークづくり、河川空間を活用したうるおいある都市環境づくり、河川を活用した活動の推進に取り組む。



参考

かわたびほっかいどう

北海道総合開発計画のもと、川の自然環境や景観、水辺の活動、サイクリング環境等、川に関する情報を効果的に発信するとともに、地域と連携して、魅力的な水辺空間の創出、水辺利活用を促進し、北海道らしい地域づくり・観光振興に貢献する「かわたび北海道」プロジェクトを推進しています。

川へ行こう！ 川を楽しもう！



かわたび
ほっかいどう

KAWATABI HOKKAIDO

川を知っても
らう

つながる

河川空間の
魅力UP
水辺利活用の
促進

地域との連携・仲間を増やす取組



プレスト

地域のキー
マンを入
れたかわ
たび交
流会

地域のキーマンとの
ネットワーク促進



ミズベリング

トカチ



インフラツーリズム

HPによる情報発信

- ✓ 川のイベントや観光情報を一元的に発信する全国初のHP
- ✓ SNSなども活用

- ✓ 地域づくりのプロを「かわたびコーディネーター」として試験的に派遣し、地域のキーマン等とのネットワーキングを支援

- ✓ 川などのインフラ整備や地域の観光拠点を繋ぎ、地域活性化に寄与

▶ 地域づくり・観光に貢献

補足

豊平川ウォーターガーデン地区の利用について補足します

「都市・地域再生等利用区域」とは、河川空間のオープン化を図り都市および地域の再生等に資するため平成23年3月8日に河川敷地占用許可準則が一部改正されたことから、営業活動を行う事業者等による河川占用が可能となるものですが、**営業活動を含めどのような利用を行うかは、今後、自治体・地域代表などで構成される豊平川利活用協議会にて検討していく予定です。**

豊平川利活用協議会事務局

札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課